

名古屋市立本郷小学校PTA規約

第一章 総 則

第1条（名称） 本会は、「名古屋市立本郷小学校PTA」と称し、事務局を本郷小学校におく。

第2条（会員） 本会は、本郷小学校児童の保護者、ならびに教職員をもって構成する。

第二章 目的及び活動

第3条（目的） 本会は、保護者と教職員とが協力し、家庭と社会における児童の幸福と個性豊かな成長をはかるとともに、会員の修養に努めることを目的とする。

第4条（活動） 本会は、第3条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 会員相互の教養の高揚
- (2) 児童の生活環境の向上
- (3) 教育環境の充実と向上
- (4) その他、この会の目的達成に必要な活動

第三章 役 員

第5条1項（役員）本会には、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名(P) 本会を代表し、会務をつかさどる。
- (2) 副会長 若干名(P) 会長を補佐し、会長に支障があるときは副会長が代行する。
副会長のうち、1名を保護者代表とする。
- (3) 書 記 3名(P1・T2) 本会の議事ならびに会務の記録・保管をする。
- (4) 会 計 2名(P1・T1) 本会の会計事務を行う。
- (5) 会計監査 2名(P2) 本会の会計を監査する。

2項（任期） 役員の任期は、総会から総会までの1年とし、再選は妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合、すみやかに補充し、その任期は、前任者の残留期間とする。

3項（選出） 役員を選出は、次の方法による。

- (1) 会長・書記・会計・会計監査は、役員会において選出され、総会で承認される。
- (2) 副会長・保護者代表は会長が委嘱する。

第四章 機 関

第6条（機関） 本会には、次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 専門委員会

第7条1項（総会）

- (1) 本会は、最高決議機関で、年1回以上開き、予算の議決、決算・活動方針等の承認を行う。

(2) 定足数は、会員の3分の1（委任状を含む）とし、会議の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

2項（役員会）

役員をもって構成し、本会の常務執行にあたり、必要に応じて会長が召集する。

~~3項（専門委員会）~~

~~専門委員会は、校外委員をもって構成し、必要に応じて会長・部長が召集する。――~~

~~・校外委員（校外部）~~

~~校外委員は、各地区より実情に即した人員が選出され、校外部に所属し、部員の互選によって部長を選出する。~~

第8条（召集）本会の会議は、第6条の機関で行い、第7条に従って開く。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に会を召集することができる。

第五章 会 計

第 9条（経費） 本会の会計は、会費・寄付金ならびに、事業による利益金をもってあてる。

第10条（会費） 本会の会費は、総会において決定する。

第11条（監査報告） 本会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われ、決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第12条（会計年度） 本会の会計年度は、4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第六章 弔 慰

第13条（弔慰規定） 弔慰については、別途「弔慰規定」を設ける。

第七章 規約の改廃

第14条（規約の改廃） 本会の規約の改廃は、役員会において審議し、総会において承認される。

第八章 付則

第15条（細則） 本会の細則は、この規約に違反しない限り役員会の決議を経て制定、改廃できる。
ただし、その結果は、次期総会に報告される。

第16条（校長の立場） 校長は参与とし、どの会議にも出席し、意見を述べることができる。

第17条（顧問） 本会に必要な場合は、顧問を置くことができる。

第18条（施行） 本規約は昭和53年5月16日より実施する。

昭和55年5月8日 規約一部改正

平成9年4月25日 規約一部改正（会費10300円以上）

平成12年4月28日 規約一部改正

平成16年4月27日 規約一部改正

令和 2年1月 9日 規約一部改正

細 則

- 1 第7条5項の専門委員会に、担当役員（P）を派遣する。
- 2 学校の意思疎通を図るために、教員代表の担当者をおく。校外部（教頭）
- 3 第17条の顧問は、歴代 PTA 会長とする。また、会長が必要とする人があれば、顧問を委嘱することができる。
- 4 役員選出は、交渉委員に委ねる。
- 5 退任役員がない場合は、現 PTA 会員で役員経験者を交渉委員にすることができる。
- 6 第9条の事業による利益金は、資源回収協力金や簡易保険団体手数料とする。

付則 この細則は、令和2年 1月9日より施行する。